

京都大学学生総合支援センター 紀 要

第 50 輯

2021

京都大学学生総合支援センター

目 次

巻頭言

長引くコロナ禍における学生支援……………杉原保史

論文

心理療法におけるセラピストのパーソナルな自己について
——職業的-個人的な関係としての治療関係——……………杉原保史 1

出展者から高い評価を得るオンライン学内合同企業説明会の運営と今後の展望
……………松尾寛子 15

報告

一学生相談カウンセラーから見た新型コロナウイルス感染拡大をめぐる動向について
——国内外の動きと本学・カウンセリングルームの対応を振り返って——（第2報）
……………和田竜太 35

コロナ禍における障害学生支援専門部署の対応について
——京都大学学生総合支援センター障害学生支援ルームの実践——
……………村田 淳
辻井美帆
鳶田裕子
宮谷祐史
松原夢伽 47

障害学生支援に関するネットワーク事業の実践
——高等教育アクセシビリティプラットフォーム（HEAP）における2020年度の活動——
……………村田 淳
宮谷祐史 57

各ルームからの報告

2020年度カウンセリングルーム活動報告…………… 67
2020年度キャリアサポートルーム活動報告…………… 79
2020年度障害学生支援ルーム活動報告…………… 85

部局の学生相談室からの報告

2020年度 人間・環境学研究科／総合人間学部 学生相談室活動状況	89
2020年度 文学研究科・文学部 相談室活動状況	91
2020年度 文学部・研究科 先輩相談室活動状況	93
2020年度 経済学部・経済学研究科 学生相談室活動状況	95
2020年度 理学研究科・理学部 相談室活動状況	97
2020年度 農学部・農学研究科 学生相談室活動状況	99

構成員・規程

2021年度学生総合支援センター構成員	101
京都大学学生総合支援センター規程	103
京都大学学生総合支援センター紀要 編集委員会規程	105
京都大学学生総合支援センター紀要 投稿規程	106
京都大学学生総合支援センター紀要 執筆要項	108

2021年度学生総合支援センター構成員

(2021年6月1日現在)

〈学生総合支援センター管理運営委員会〉

1号委員	学生担当理事		村中孝史
2号委員	学生総合支援センター長	教授	杉原保史
3号委員	教育学研究科	准教授	西見奈子
〃	法学研究科	准教授	西内康人
〃	経済学研究科	教授	黒澤隆文
〃	医学研究科	教授	青山朋樹
〃	薬学研究科	教授	高須清誠
〃	工学研究科	教授	横峯健彦
〃	エネルギー科学研究科	教授	佐川尚
〃	公共政策連携研究部	准教授	坂出健
〃	経営管理研究部	教授	山本貴士
4号委員	フィールド科学教育研究センター	准教授	市川光太郎
5号委員	カウンセリングルーム	室長	中川純子
〃	障害学生支援ルーム	室長	林達也
6号委員	環境安全保健機構健康管理部門長	特定教授	吉崎武尚
7号委員	教育推進・学生支援部	部長	八田弘
8号委員	学生総合支援センター	特定准教授	松尾寛子
〃	学生総合支援センター	准教授	村田淳

〈カウンセリングルーム〉

センター長	教授	杉原保史
室長	准教授	中川純子
	〃	村上嘉津子
	講師	和田竜太
	〃	古川裕之
	個別支援相談員	井上嘉孝
	〃	加藤奈奈子
	〃	三枚奈穂
	〃	篠田亜美
	集団支援相談員	葺石有美
	事務担当(事務補佐員)	香月智子

〈キャリアサポートルーム〉

室長	教授(兼任)	杉原保史
	特定准教授	松尾寛子
	特定職員	田端祥子
	〃	橋口智子
	事務補佐員	松山実歩
	特定職員(相談員)	三輪成雄
	専門業務職員(相談員)	久田雅彦
	オフィスアシスタント	高橋晃太郎(理学研究科)
	〃	松村萌実(工学研究科)
	〃	木南武(生命科学研究科)

〈障害学生支援ルーム〉

室長	人間・環境学研究科教授(兼任)	林達也
チーフコーディネーター	准教授	村田淳
コーディネーター	特定専門業務職員	辻井美帆
〃	〃	鳶田裕子
〃	特定職員	宮谷祐史
〃	〃	松原夢伽
専門スタッフ	事務補佐員	横山弘和
支援スタッフ	〃	村上愛
〃	〃	大前勝利
事務スタッフ	〃	大澤紗矢香
〃	〃	松井奈美

京都大学学生総合支援センター規程

平成25年7月23日

達示第52号制定

(目的)

第1条 京都大学に、学生等の修学上及び適応上の相談並びにハラスメント相談への対応、就職支援、キャリア形成支援、障害のある学生の修学上等の支援等を行うため、京都大学学生総合支援センター（以下「学生総合支援センター」という。）を置く。

(業務)

第2条 学生総合支援センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生等の修学上及び適応上の相談への対応並びに心理検査
- (2) 学生等及び職員のハラスメントに関する苦情の申出及び相談並びに部局相談員からの相談への対応
- (3) 学生等の就職活動及びキャリア形成に関する支援
- (4) 障害のある学生の修学上等の支援
- (5) 学生支援等に関する調査研究
- (6) 前各号に掲げるもののほか、学生支援等に関し必要な業務

2 学生総合支援センターは、前項第2号の相談等を受けた結果必要と認めるときは、法務・コンプライアンス担当の副学長、事務本部又は関係部局に対し、必要な対応を求めることができる。

(センター長)

第3条 学生総合支援センターに、センター長を置く。

2 センター長は、学生総合支援センターの専任の教員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

3 センター長は、学生総合支援センターの所務を掌理する。

4 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第4条 学生総合支援センターに、専任の教員を置く。

(管理運営委員会)

第5条 学生総合支援センターに、学生総合支援センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、学生総合支援センター管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学生担当の理事
- (2) センター長
- (3) 研究科の教授又は准教授 若干名
- (4) 研究所又はセンターの教授又は准教授 若干名
- (5) 室長（第7条第2項に定めるものをいう。）
- (6) 環境安全保健機構健康管理部門長
- (7) 教育推進・学生支援部長
- (8) その他センター長が必要と認める者 若干名

3 前項第3号、第4号及び第8号の委員は、センター長が委嘱する。

4 第2項第3号、第4号及び第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 センター長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(ルーム)

第7条 学生総合支援センターに、次に掲げるルームを置く。

カウンセリングルーム

キャリアサポートルーム

障害学生支援ルーム

2 前項のルームに、それぞれ室長を置く。

3 ルームは、互いに緊密な連携を図り、業務を遂行するものとする。

(事務組織)

第8条 学生総合支援センターの事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学生総合支援センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

1 この規程は、平成25年8月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命するセンター長の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3 この規程の施行後最初に委嘱する第5条第2項第3号、第4号及び第10号の委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

4 京都大学カウンセリングセンター規程（平成16年達示第58号）は、廃止する。

附 則（平成27年達示第31号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年達示第20号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年達示第2号）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第5条第2項第3号、第4号及び第8号の委員の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

京都大学学生総合支援センター紀要 編集委員会規程

令和元年5月7日
学生総合支援センター長裁定

第1条 京都大学学生総合支援センターに、『京都大学学生総合支援センター紀要』（英文名：*Archives of Student Support in Kyoto University General Student Support Center*）（以下「センター紀要」という。）を発行するため、京都大学学生総合支援センター紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

第2条 編集委員会は、センター紀要を原則として年1回発行する。

2 センター紀要は、投稿原稿と依頼原稿からなるものとし、編集委員会はこれらの編集を行う。

第3条 編集委員会は、京都大学学生総合支援センターの専任の教員若干名で組織する

2 前項の教員（以下「編集委員」という。）は、学生総合支援センター長が委嘱する。

3 編集委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第4条 編集委員会に委員長を置き、編集委員の互選により定める。

2 委員長は、編集委員会を主宰し、センター紀要の編集を統轄する。

第5条 委員長は、必要に応じて、編集委員会を招集する。

第6条 編集委員会に、依頼原稿の審査のため、特定の原稿のみを審査する専門委員を臨時に置くことができる。

2 専門委員は、編集委員会の推薦に基づき、学生総合支援センター長が委嘱する。

3 専門委員は、編集委員会の依頼により、指定された原稿を審査し、その結果を編集委員会に報告する。

4 編集委員会は、専門委員の審査報告に基づいて、依頼原稿の採否、修正指示等の措置を決定する。

第7条 この規程に定めるもののほか、編集委員会に関し必要な事項は、編集委員会が定める。

附 則

この規程は、令和元年5月7日より施行する。

京都大学学生総合支援センター紀要 投稿規程

平成30年4月25日制定

1. 発行の目的

本誌は京都大学学生総合支援センターの学術報告誌であり、学生支援領域の研究および活動成果を発表するために刊行する。

2. 発行時期および投稿期限

本誌は年1回刊行する。本誌への投稿は毎年5月末日を締め切りとする。

3. 投稿資格

投稿は特に編集委員会が依頼した場合を除き、京都大学学生総合支援センター教職員に限る。ただし、筆頭著者以外の共著者に京都大学学生総合支援センター教職員以外を含むことができる。

4. 原稿の種類

原稿は論文または報告のいずれかとする。論文は問題提起とそれを実証する研究成果、学術的な考察と結論から構成されたものを指す。報告は、調査報告や具体的実践等に関するもので、調査や実践等から得た知見を提供する目的で書かれたものを指す。論文は2万字（英語の場合は8千語）、報告は1万字（英語の場合は4千語）以内とする。

5. 投稿手続き

- 5.1 原稿は本投稿規程および別に定める執筆要項を満たすものでなければならない。
- 5.2 原稿は日本語または英語で書かれたもので、未発表のものとする。
- 5.3 投稿の際には原稿と必要事項を記載した別紙を電子メールで提出する。原稿はWord ファイルおよびPDF ファイルで、別紙はPDF ファイルで提出する。
- 5.4 別紙には以下の項目をこの順で記載する。
 - 1) 原稿の種別（論文または報告）、2) タイトル、3) 投稿日付、4) 文字数（文字数カウントには図表、スペース、英語部分を含める。図表が1ページの1/4以内なら400字（英語160語）、1/2以内なら800字（320語）、1ページなら1600字（640語）として文字数に追加する）、5) 執筆者全員の、氏名（ふりがな）（複数の場合は代表者を明記）、所属（学部・研究科などまで）、職位、連絡先電話番号、電子メールアドレス

6. 原稿の受理

- 6.1 編集委員会は原稿の形式に不備がないかを確認し、不備がなければ原稿を受理し、電子メー

ルで代表者に通知する。

6.2 受理された原稿について、編集委員会が版下を作成する。印刷の書式は編集委員会が定める。

編集委員会から執筆者へ表現の修正や図表の数値などの提出を依頼することがある。

6.3 執筆者による校正は1回行なわれる。

7. 著作権

掲載されたものの著作権は京都大学学生総合支援センターに帰属する。掲載された論文等は、著者が希望する場合にインターネット等を通じて公開する。

8. 倫理規定

原稿は研究倫理に則ったものでなければならない。執筆者が所属する組織または外部の倫理委員会等で審査を受けた場合はその旨を原稿中に記載することとする。記載のない場合については、編集委員会から執筆者に研究内容の確認を行い、掲載の可否を協議することがある。

9. 問い合わせ

不明点や、上記の執筆要項に準拠できない場合、英語で投稿する場合は、下記の編集委員会に事前に問い合わせる。

京都大学学生総合支援センター紀要編集委員会

電子メール：691gssc_kiyo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

附 則

本規程は平成30年4月25日から施行する。

本規程は令和2年3月17日から施行する。

京都大学学生総合支援センター紀要 執筆要項

平成30年4月25日制定

1. 原稿の書式

- 1.1 A4判横書き，40字×40行程度で，ページ番号をつける。京都大学学生総合支援センターホームページに「Word用テンプレートファイル（日本語）」があるので，ダウンロードし，上書きする。

2. 原稿の構成

- 2.1 論文は日本語の場合，タイトル，氏名，要約（500字以内），キーワード（3～5語），本文，注，文献リストの順序とする。英語の場合，タイトル，氏名，要約（200語以内），キーワード（3～5語），本文，注，文献リストの順序とする。報告は日本語の場合も英語の場合も，タイトル，本文，注，文献リストの順序とする。
- 2.2 謝辞や付記を記載する必要がある場合は，論文，報告ともに文献リストの後に記載する。

3. 表題

表題は原稿の内容に即したものとし，長さは35文字を超えないことが望ましい。副題をつける場合は，2倍ダッシュ（——）ではさむ。

4. 本文

- 4.1 句読点は「，」と「。」を使用し，括弧は全角，英数字は半角とする。
- 4.2 参照した文献は文献リストに記載する。
- 4.3 注は本文中に¹⁾のように番号を入れ，本文の後にまとめて記載する。
- 4.4 図表は本文中の適切な場所に挿入する。図および表の番号は図1.，表2.，のように記載し，必要に応じて図の説明，表の注釈を記述する。

5. 引用文献

本文中で引用，言及した文献は漏れのないように全て引用文献に記載しなければならない。引用文献は日本語，外国語の別なくアルファベット順に記載する。記載方法は以下を参照のこと。

1) 雑誌中の論文の場合

著者名，論文名，誌名，出版年，巻数，号数，はじめのページ－おわりのページ。

2) 電子ジャーナル中の論文の場合

著者名，論文名，誌名，出版年，巻数，号数，はじめのページ－おわりのページ，入手先，（入手日付）。

3) 単行本の場合

著者名. 書名. 版表示, 出版社, 出版年, 総ページ数.

4) 論文集 (単行本) 中の論文の場合

著者名. “論文名”. 書名. 編者名. 出版社, 出版年, はじめのページ-おわりのページ.

5) ウェブサイト中の記事の場合

著者名. “ウェブページの題名”. ウェブサイトの名称. 入手先, (入手日付).

6. 投稿前の確認

投稿前には原稿が投稿規程および執筆要項に従っているかを必ず確認する。

京都大学学生総合支援センター紀要第50輯

2021年7月19日印刷

2021年7月20日発行

発行者 京都大学学生総合支援センター
京都市左京区吉田本町

編集委員会 委員長 松尾 寛子 (京都大学学生総合支援センター キャリアサポートルーム)
委員 古川 裕之 (京都大学学生総合支援センター カウンセリングルーム)
委員 村田 淳 (京都大学学生総合支援センター 障害学生支援ルーム)

編集協力 橋口 智子 (京都大学学生総合支援センター キャリアサポートルーム 特定職員)
松村 萌実 (京都大学学生総合支援センター オフィス・アシスタント)

印刷者 株式会社 北斗プリント社
京都市左京区下鴨高木町38-2

**ARCHIVES OF STUDENT SUPPORT
IN
KYOTO UNIVERSITY
GENERAL STUDENT SUPPORT CENTER**

———— 50 ————

2021

**KYOTO UNIVERSITY
GENERAL STUDENT SUPPORT CENTER**